

群馬県子育て環境づくり推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子育て環境づくりの推進と児童福祉の向上を図るため、民間の保育所及び幼保連携型認定こども園の設置者が、保育環境の充実を図るための小規模な施設整備を行う場合に、その整備に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、民間の保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の設置者が、保育所等の保育環境の充実のために整備を行う事業であって、市町村が当該保育所等施設整備事業に係る経費の一部を補助するものを交付の対象とする。（市町村が補助を行わない場合は、交付の対象とならない。）なお、その総事業費が200万円以上であって、対象経費が500万円未満のものを対象とする。

2 補助事業者等又は間接補助事業者等が次の各号に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自施設若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助の対象外)

第3条 この補助金は、次に掲げる経費については補助対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、下表第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と市町村が行った補助額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象経費	補助率 (負担率)
保育所等	①保育所等の施設整備に必要な工事費及び工 事事務費（工事施工のため直接必要な事務に 要する費用であって、旅費、消耗品費、通信 運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい い、その額は工事費の 2.6%に相当する額を 限度とする。） ②保育所等に必要設備の購入費（1 個若し くは 1 組の金額が10万円以上のものに限る）	県 1 / 2 (市町村 3 / 4)

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には次の条件を附するものとする。なお、条件に違反した場合にはこの補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）次の各項に掲げる場合には、すみやかに別紙 2 又は別紙 3 の様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

イ 補助事業を廃止しようとするとき。

（2）知事は、前号による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは変更又は廃止の承認をするものとする。

（3）知事は、前号の承認について、必要に応じ条件を付することができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、変更の承認申請に係る事項について、修正を加えてその承認を付することができる。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合は、すみやかに知事に別紙 4 の様式により報告してその指示を受けなければならない。

（5）事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

（6）この事業により取得し、又は、効用の増加した財産は、知事の承認を受けず補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

（7）前号の承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

（8）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 第2条第1項に規定する補助事業の遂行において第2条第2項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは県に報告し、警察に通報すること。

(10) その他、知事が必要と認める条件

(交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 この補助金の決定後の事情により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、前項に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査、現地調査等により、この補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定のあった日から15日以内にその旨を記載した文書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第9条 施設整備に係る工事に着手したときは、その進捗状況について、別紙5の様式により毎翌月7日までに、知事に報告するものとする。

(事業実績報告)

第10条 事業に係る事業実績報告は、事業完了後1月以内（事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙6の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 事業が翌年度にわたるときには、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに、別紙7による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、関係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、補助金の額の確定前においても、概算払をすることができる。

(補助金等の重複)

第12条 この補助金に係る交付と対象経費を重複して他の補助金を受けている場合には、この補助金の交付を行わないものとする。

(検査)

第13条 知事は、必要があるときは、補助事業者等又は間接補助事業者等に対して報告させ、又は職員をして必要な調査をさせることができるものとし、補助事業者等又は間接補助事業者等はこれに協力しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第14条 群馬県補助金に関する規則第21条ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第9条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。